本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月十六日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣代行

サファーアッディーン・ムハンマド・アル・サーフィー

イラク共和国駐在

日本国特命全権大使　梨田和也閣下

○外務省告示第二百二十号

平成二十七年六月十五日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十七年二月十八日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十五年四月三日付けの口上書により平成二十七年六月十九日まで延長された。）がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、更に平成二十九年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年七月一日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十一号

アルメニア共和国は、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」を平成二十七年五月七日に受諾した。よって、同議定書は、平成二十七年六月六日にアルメニア共和国について効力を生じた。

（平成二十七年五月十一日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十七年七月一日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十七年六月二十一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十七年七月一日　外務大臣　岸田　文雄

失効年月日　発行年月日　旅券番号

平成27年6月21日　2010年6月14日　TK2242147

○文化庁告示第三十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項第六号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項の図書館資料の複製が認められる施設として、次に掲げるものを平成二十七年六月二十二日付けで指定したので、同令第一条の三第二項に基づき告示する。

平成二十七年七月一日　文化庁長官　青柳　正規

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設で、著作権法施行令第一条の三第一項第六号に規定する一般社団法人等が設置するもの

○農林水産省告示第千六百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項（同法第六十八条の十九において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、動物用生物由来原料基準（平成十五年七月二十八日農林水産省告示第千九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月一日　農林水産大臣　林　芳正

第三の1中「次に掲げる」を削り、第三の1の一から三までを削り、第三の3を第三の5とし、第三の2中「1の二及び三」を「2及び3」に改め、第三の2の一を削り、第三の2の二中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、第三の2の二を第三の2の一とし、第三の2の三中「反すう動物由来物質を含む飼料の」を「反すう動物に由来する物質（伝達性海綿状脳症の感染性を有さないものを除く。二において同じ。）を含む飼料の」に、「及び反すう動物に由来する物質」を「及び反すう動物由来物質」に改め、第三の2の三を第三の2の二とし、第三の2を第三の4とし、第三の1の次に次のように加える。

2　1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する牛に由来する原料又は材料は、動物用医薬品等を製造するために使用することができる。

一　国際獣疫事務局において牛海綿状脳症の病原体の伝播のリスクが無視できることとされている国又は地域（以下「リスク無視国等」という。）を原産地とする牛の胃、肝臓、毛、血液、結合組織、甲状腺、骨格筋、子宮、心臓、腎臓、膵臓、精巣、胎子組織、唾液、唾液腺、胆汁、軟骨組織、乳、乳腺、尿、肺、皮膚、糞、骨（頭蓋骨及び脊柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）、末梢神経又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するもの（三から六までに掲げるものを除く。）

二　国際獣疫事務局において牛海綿状脳症の病原体の伝播のリスクが管理されたものとされている国又は地域（以下「リスク管理国等」という。）を原産地とする牛の胃、肝臓、毛、血液、結合組織、甲状腺、子宮、心臓、腎臓、膵臓、精巣、胎子組織、胆汁、軟骨組織、乳、乳腺、尿、皮膚、糞、骨又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するもの（三から六までに掲げるものを除く。）

三　リスク無視国等又はリスク管理国等を原産地とする牛の胃、肝臓、毛、血液、結合組織、甲状腺、骨格筋、子宮、心臓、腎臓、膵臓、精巣、胎子組織、唾液、唾液腺、胆汁、軟骨組織、乳、乳腺、尿、肺、皮膚、糞、骨、末梢神経又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する獣脂（食品の製造工程において発生したもの又は三気圧以上の圧力下における摂氏百三十三度以上かつ二十分間以上の加熱加圧処理若しくはこれと同等以上の処理が行われているものであって、不溶性不純物の重量が〇・一五パーセント以下のものに限る。3において同じ。）

四　国際獣疫事務局に加盟している全ての国又は地域を原産地とする牛の胃、下垂体、肝臓、胸腺、毛、血液、結合組織、甲状腺、硬膜、骨格筋、三叉神経節、子宮、松果体、心臓、腎臓、膵臓、精巣、脊髄、脊柱、胎子組織、胎盤、唾液、唾液腺、胆汁、腸、頭蓋骨、軟骨組織、乳、乳腺、尿、脳、脳脊髄液、肺、背根神経節、脾臓、皮膚、副腎、糞、扁桃、骨、末梢神経、眼、卵巣又はリンパ節に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する獣脂派生物（加圧下における摂氏二百度以上かつ二十分間以上のエステル交換反応若しくは加水分解、十二モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いたけん化（摂氏九十五度以上かつ三時間以上の加熱処理又は加圧下における摂氏百四十度以上かつ八分間以上の加熱加圧処理をいう。）、摂氏二百度以上での蒸留又はこれらと同等以上の処理が行われているものに限る。3において同じ。）

五　国際獣疫事務局に加盟している全ての国又は地域を原産地とする牛の皮膚又は骨に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来するゼラチン（骨に由来するものにあっては、一連の製造工程において加圧洗浄による脂肪除去処理、酸による脱灰処理、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び摂氏百三十八度以上かつ四秒間以上の加熱処理が行われているもの又はこれと同等以上の処理が行われているものに限る。）

六　国際獣疫事務局に加盟している全ての国又は地域を原産地とする牛の毛に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する毛派生物（摂氏六十度以上かつ一時間以上のアルカリ処理（pH十三以上に限る。）、減圧下における摂氏二百二十度以上の分子蒸留又はこれらと同等以上の処理が行われているものに限る。3において同じ。）

3　1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するめん羊若しくは山羊に由来する原料又は材料は、動物用医薬品等を製造するために使用することができる。

一　リスク無視国等を原産地とするめん羊又は山羊の胃、肝臓、毛、血液、結合組織、甲状腺、骨格筋、子宮、心臓、腎臓、膵臓、精巣、胎子組織、唾液、唾液腺、胆汁、軟骨組織、乳、乳腺、尿、肺、皮膚、糞、骨、末梢神経又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するもの（三から五までに掲げるものを除く。）

二　リスク管理国等を原産地とするめん羊又は山羊の毛、結合組織、甲状腺、子宮、精巣、胎子血清、胎子組織、胆汁、軟骨組織、尿、糞、骨又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するもの（三から五までに掲げるものを除く。）

三　リスク無視国等又はリスク管理国等を原産地とするめん羊又は山羊の胃、肝臓、毛、血液、結合組織、甲状腺、骨格筋、子宮、心臓、腎臓、膵臓、精巣、胎子組織、唾液、唾液腺、胆汁、軟骨組織、乳、乳腺、尿、肺、皮膚、糞、骨、末梢神経又は卵巣に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する獣脂